別紙第2　指導及び取締り等(第11条関係)

告知書

この車両は，広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので，同細則第11条の規定により下記のとおり措置します。

　　年　　月　　日　時間　　　：

広島大学

記

違反事項(○印が違反事項)

1．この場所は，駐車禁止です。

2．この場所は，身障者用の駐車場です。

3．この車両は，長期間放置された車両です。

措置

・　車両を動かせないように固定しております。

・　固定解除を受けようとする者は，下記固定解除承諾願に記入の上，固定解除承諾書に，学生にあっては指導教員又はチューター，職員にあっては部局等の長，学外者にあっては用務先の部局等の長の署名，押印を受けて，日曜日及び休日を除き，午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。

・　出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費，保管費，損害については，広島大学は一切責任を負いません。

|  |
| --- |
|  |

固定解除承諾願

　　年　　月　　日

運転者氏名

住所・連絡先

車両番号

以後，「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので，固定解除の承諾をしてくださるようお願いします。

|  |
| --- |
|  |

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

　　年　　月　　日

署名